

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】令和2年5月7日(2020.5.7)

【公表番号】特表2019-516544(P2019-516544A)

【公表日】令和1年6月20日(2019.6.20)

【年通号数】公開・登録公報2019-023

【出願番号】特願2018-558763(P2018-558763)

【国際特許分類】

B 0 1 L 9/00 (2006.01)

【F I】

B 0 1 L 9/00

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月27日(2020.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ピペット操作システム用サンプリングコーンを支持するケース(1)であって、積載方向(2)に沿って他の同じケースに積載されるように構成されており、前記サンプリングコーンを収容するポート(12)が設けられた支持部(10)と、前記支持部と一体であり、前記積載方向(2)を含む中央仮想平面(P)が通って延びるように対向している第一側面(14a)および第二側面(14b)と、を備えており、

前記第一側面(14a)と前記第二側面(14b)の各々は、前記中央仮想平面(P)の両側にほぼ対称に配置された結合雌部材(18)と結合雄部材(20)を備えており、

前記第一側面(14a)の前記結合雌部材(18)と前記第二側面(14b)の前記結合雌部材(18)は、ともに前記中央仮想平面(P)の一方の側に配置されており、

前記第一側面(14a)の前記結合雄部材(20)と前記第二側面(14b)の前記結合雄部材(20)は、ともに前記中央仮想平面(P)の他方の側に配置されており、

二つの同一の前記ケース(1)が前記積載方向(2)に沿って積載されるとき、

上側の前記ケース(1)の前記結合雄部材(20)と下側の前記ケース(1)の前記結合雄部材(20)が前記中央仮想平面(P)に対して同じ側にあれば、当該上側の前記ケース(1)は、当該下側の前記ケース(1)に対して係止されることなく載置される位置をとり、

上側の前記ケース(1)の前記結合雄部材(20)と下側の前記ケース(1)の前記結合雄部材(20)が前記中央仮想平面(P)の両側にあれば、当該上側の前記ケース(1)の二つの当該結合雄部材(20)がそれぞれ当該下側の前記ケース(1)の前記結合雌部材(18)と協働することにより、当該上側の前記ケース(1)が当該下側の前記ケース(1)に対して係止される位置をとる、ケース。

【請求項2】

前記結合雄部材(20)は、前記積載方向(2)とほぼ直交する軸(23)を有する回動ジョイント(22)を介して対応する側面に回動可能に設けられたタブを備えており、

前記タブは、前記回動ジョイント(22)の一方の側に位置する把持部(30)と、ノッチ(34)を先端に有する係止部(32)を備えている、

請求項 1 に記載のケース。

【請求項 3】

前記回動ジョイント(22)は、弾性ねじれ変形が可能な二つのビード材(26)からなり、当該二つのビード材(26)は、前記回動ジョイント(22)の前記軸(23)に沿って並んでいる、

請求項 2 に記載のケース。

【請求項 4】

前記把持部(30)は、対応する前記側面(14a、14b)よりも上方に突出しており、前記ノッチ(34)は、当該側面のほぼ下端に配置されている、

請求項 2 に記載のケース。

【請求項 5】

前記結合雌部材(18)は、その上部に斜面(19)を有しており、当該斜面(19)は、上側の前記ケースが前記積載方向(2)に沿って下側の前記ケースに向かって相対移動する間、前記ノッチ(34)が当該斜面(19)に沿って動くことによって、前記回動ジョイント(22)を中心として対応する前記結合雄部材(20)を回動させることを可能にし、

前記ノッチ(34)が前記斜面(19)を離れると、当該ノッチ(34)が自動的に前記結合雌部材(18)に挿入される、

請求項 2 に記載のケース。

【請求項 6】

前記結合雌部材(18)への前記ノッチ(34)の自動的挿入は、前記結合雄部材(20)が回動することによりなされ、当該回動は、当該ノッチ(34)が前記斜面(19)を移動している間に前記回動ジョイント(22)へ蓄積されたエネルギーが解放されることによりなされる、

請求項 5 に記載のケース。

【請求項 7】

前記結合雌部材(18)は、対応する側面のほぼ上端かつ前記支持部(10)との合流点の近傍に配置されている、

請求項 1 に記載のケース。

【請求項 8】

前記支持部は、前記サンプリングコーンを収容するための前記ポート(12)を96個有している、

請求項 1 に記載のケース。

【請求項 9】

請求項 1 に記載のケース(1)を複数備えているアセンブリ(100)であって、当該複数のケース(1)が前記積載方向(2)に沿って載置されているか、係止されている、
アセンブリ。

【請求項 10】

前記複数のケース(1)のスタックの底部に配置された中空ベース(4)を備えており、当該中空ベース(4)は、当該スタックの最も下にある前記ケース(1)と結合するための雌部材(18')を備えている、

請求項 9 に記載のアセンブリ。